

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会  
会 長 青 柳 剛

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく  
警戒度及び要請、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正について

群馬県において2月19日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、  
社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）に基づく県内の警戒度「4」を継続し、ガ  
イドラインに基づく要請（2月23日（火）以降）が行われることになりました。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正と関係政令の整備について周知依  
頼がありました。

つきましては、添付ファイルをご確認いただき、感染防止対策に引き続き取り組んでいただ  
きたくお願い申し上げます。

前回（2月6日（土）以降）要請からの変更点

（1）ガイドラインの警戒度

警戒度「4」：前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、  
大泉町、邑楽町

警戒度「3」：沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、上野村、  
神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、  
草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、  
玉村町、板倉町、明和町、千代田町

（2）外出（～3/8）

「警戒度4」：○生活に必要な場合を除き、不要不急の外出自粛。

特に次の外出については極力控える。

- ・緊急事態宣言対象区域への往来
- ・夜間（午後8時以降）の外出

「警戒度3」：○3密となるリスクが高く感染防止対策がとられていない場所への不要不急  
の外出は自粛

○高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、不要不急の外出は自粛

○緊急事態宣言対象区域への往来は極力控える。

（3）事業者に対する営業時間短縮要請

対象市町村：伊勢崎市、大泉町

対象業種：接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店

※飲食店営業許可（食品衛生法）を受けている店舗の事業者を対象

要請内容：午後8時から午前5時の間の営業自粛要請（酒類の提供は午後7時まで）

要請期間：令和3年2月23日（火）から令和3年3月1日（月）

（4）勤務形態

「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワーク（警戒度4の市町村は出勤者の7割減、  
警戒度3の市町村は5割減を目標）やローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催  
など、人との接触を減らすための取組を実践してください。

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について  
（2月23日（火）以降）を御確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会

TEL 027-252-1666

FAX 027-252-1993